

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3257号)

令和7年9月29日

横情審答申第3257号

令和7年9月29日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年1月31日財フ第2293号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(5) 口座振込払申出書」の一部開示決定に対する審査請求についての諮
問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(5) 口座振込払申出書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年12月21日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

個人の住所、氏名、個人印の印影、電話番号、生年月日、金融機関等の名称、預金の種類、口座番号及び口座名義人は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、本号に該当し、不開示とした。

また、口座名義人については、上記の理由に加え、旧姓を表記している場合など、公にしていない私的な事実を公表し、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

法人の金融機関等の名称、預金の種類及び口座番号は、法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の財産権が侵害され、事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、住所の町区域まで及び口座名義人の開示を求める。

- (2) 住所については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第169号（以下「答申第169号」という。）の先例及び情報開示請求に対する開示の慣行があり、少なくとも町区域まで開示すべきである。
- (3) 口座名義人については、情報開示請求に対する開示の慣行から、全て開示となっている。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市財産評価審議会の委員について

横浜市財産評価審議会（以下「審議会」という。）は、市長（地方公営企業にあっては、当該地方公営企業の管理者）の諮問に応じ、公有財産の取得、交換、処分、貸付け及び使用許可の場合における価格を評定する市長の附属機関である。審議会の委員の任期は3年であり、身分は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの審議会の委員への報酬の支払のために受領した口座振込払申出書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の住所、個人印の印影、電話番号、生年月日、金融機関等の名称、預金の種類、口座番号、口座名義人等を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示とし（実施機関は一部開示決定通知書等において「氏名」を不開示としたとしているが、口座名義人以外の氏名は開示されている。）、法人の金融機関等の名称、預金の種類及び口座番号を同項第3号アに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は個人の住所の町区域まで及び口座名義人の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

- (3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 個人の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

審査請求人は、答申第169号及び開示請求に対する開示の慣行から、住所のうち町区域までは開示すべき旨を主張する。

しかし、答申第169号は、公立中学校の教職員に対する通勤手当支給要件具備の確認のために通勤経路を把握する必要があり、通勤行為は職務に当然に付随するという公的性質があることを踏まえて、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図（最寄りの交通機関から自宅までの地図が記載されたものを除く。）等を開示すべきと判断したものと解される。一方、本件においては、審議会の委員に通勤手当は支給されておらず、通勤経路を把握する必要もないことから、答申第169号とは事案を異にするため、その判断が先例として本件に妥当するわけではない。

また、本件において住所のうち町区域までを公にすると、既に公開されている審議会の委員名簿等の他の情報と照合することにより、個人の住所が推測されるおそれがあると認められるため、住所の全てを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 不開示部分のうち口座名義人の欄には審議会の各委員の氏名が記載されている。

振込先の口座名義人は、通常戸籍上の氏名と一致するところ、これを公にすると、既に公開されている審議会の委員名簿等の他の情報と照合することにより、審議会の各委員が日常生活等において旧姓等を使用しているか否かの情報が判明する。このような情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

また、横浜市において、旧姓等を使用しているか否かを公にするという慣行はないから、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 1 月 31 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 3 月 4 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 7 月 28 日 (第459回第二部会)	・審議
令 和 7 年 8 月 29 日 (第460回第二部会)	・審議